

埼玉県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について

(平成20年9月11日付け入企第130-1号、総務部長、県土整備部長通知)

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、「埼玉県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用について」(平成20年6月20日付け入企第61-1号)に基づき、鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

1. この通知は、平成20年9月11日から適用する。
2. 工期の末日がこの基準の適用日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であっても、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。